

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五十号

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条

例

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。